

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月十八日

埼玉県下水道事業管理者職務代理人埼玉県下水道局長 吉 田 薫

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「一連の調達契約」及び「一連の調達契約」を削る。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）」を削る。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の期間から、次の各号に該当することに五日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を十日未満とすることはできない。

一 公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

二 入札説明書の配付を公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

三 入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合

3 前二項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付を電子情報処理組織を使用して行う場合においては、その期間を十三日（当該特定調達契約の一般競争入札に係る入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合にあつては、十日）までに短縮することができる。

第五条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項及び第二項」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の第四条第一項の規定は、この規程の施行の日以後に公告を行う一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札については、なお従前の例による。